

認定NPO法人に寄付をされた個人・法人への税金優遇について

1. 寄付した個人が寄付金控除を受けられます。

寄付金の金額の、最大約 50%が減税になります！

※兵庫県県民税・西宮市市民税の控除対象となります

■ 税額控除方式で寄付金から控除される金額の例

年間 **1 万円** 寄付した場合

国税分	$(1 \text{ 万円} - 2000 \text{ 円}) \times 40\% = \mathbf{3200 \text{ 円}}$
地方税分	$(1 \text{ 万円} - 2000 \text{ 円}) \times \text{最大} 10\% = \mathbf{800 \text{ 円}}$
合計	確定申告で 最大 4000 円 戻ってきます



納める税金が寄付金額の約半分になる！

2. 寄付した法人の損金算入限度額が拡大されます。

法人税を軽減させる「寄付金損金算入枠」が通常の約 3 - 5 倍になり一般枠と特別枠の合計額まで損金にできます。

■ 損金算入限度額の試算例・計算式

資本金等がある法人（会社・組合等）

例）資本金：1000万円 所得金額：500万円 の場合

一般枠	$(1000 \text{ 万円} \times 0.25\% + 500 \text{ 万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = \mathbf{3.75 \text{ 万円}}$ (資本金等 $\times 0.25\%$ + 所得金額 $\times 2.5\%$) $\times 1/4$
特別枠	$(1000 \text{ 万円} \times 0.375\% + 500 \text{ 万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = \mathbf{17.5 \text{ 万円}}$ (資本金等 $\times 0.375\%$ + 所得金額 $\times 6.25\%$) $\times 1/2$
合計	一般枠と特別枠を合わせて 年間 21.25 万円 まで損金算入できます



減税 & 社会貢献

SDGsの実践！



資本金等がない法人（NPO法人等）

例）所得金額：500万円 の場合

一般枠	$500 \text{ 万円} \times 1.25\% = \mathbf{6.25 \text{ 万円}}$ 所得金額 $\times 1.25\%$
特別枠	$500 \text{ 万円} \times 6.25\% = \mathbf{31.25 \text{ 万円}}$ 所得金額 $\times 6.25\%$
合計	一般枠と特別枠を合わせて 年間 37.5 万円 まで損金算入できます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 寄付した相続財産が非課税になります。

相続した財産を寄付するとその分は相続税が非課税になります。

相続人や遺贈により財産を取得した方が、認定 NPO 法人に相続財産を寄付すると、その分は相続税の課税対象から外れ、非課税となります。

例）相続財産が **1 億円** あり、そのうち **2000 万円** を寄付した場合、**相続税の課税対象は寄付金額を差し引いた 8000 万円** になる（相続税の申告期限までに寄付した場合）

自分の納得のいく活動に使って減税！



個人の寄付金控除

(所得控除・税額控除)

所得税

個人住民税

この法人への
寄付が対象

認定NPO法人
NPO法人 ※

特例認定NPO法人
一般社団・財団法人

公益社団・財団法人
学校法人

社会福祉法人
更生保護法人

※一部の自治体では指定を受けたNPO法人への寄付が住民税税額控除の対象です。



税額控除は「認定・特例認定NPO法人」と「一部の公益法人等」に限定です。

認定・特例認定への寄付は最大50%の減税に！

ポイント

- 所得税は必ず減税。住民税は減税となる場合がある。
- 確定申告(還付申告)が必要。

【寄付金控除のしくみ】

住民税も対象となる場合

30代 会社員 の例

年収 420万円
課税対象所得 226万円
所得税率 10%



計3万円を寄付

8,000円



公益財団法人
A

20,000円

認定NPO法人
B

2,000円

特例認定NPO法人
C

最大約50%の
税額控除

= 減税

還付

税額控除

最大1万4,000円

(所得控除だと
最大5,600円)

国・自治体

“減税”という形で
キャッシュバック
されるんだね～！



【所得税の計算式】…どちらか有利な方を選択できます。

税額控除

$$(\text{年間寄付金合計額} - \text{2,000円 (控除下限額)}) \times 40\% = \text{減税額 (所得税分)}$$

税額控除上限 減税額は所得税額の25%が限度

税額控除・所得控除 共通上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度

所得控除

$$(\text{年間寄付金合計額} - \text{2,000円 (控除下限額)}) \times \text{所得税率} = \text{減税額 (所得税分)}$$

通常は「税額控除」の方が断然お得だよ！



【個人住民税の計算式】

税額控除のみ

$$(\text{年間寄付金合計額} - \text{2,000円 (控除下限額)}) \times \text{最大10\%} = \text{減税額 (個人住民税分)}$$

都道府県指定分: 4% + 市区町村指定分: 6% = 合計最大10%

※政令市にお住まいの方は… 都道府県指定分: 2% + 政令市指定分: 8% = 合計最大10% (2017年1月1日以降の寄付金から適用)

上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の30%が限度

寄付金控除手続きは意外と簡単!
ぜひご利用ください!



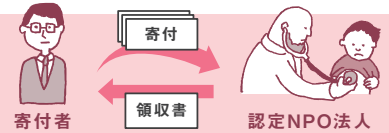
はじめての寄付金控除

寄付金控除を受けるためには「確定申告」が必要です。
(寄付→確定申告→還付)の流れを押さえて、ぜひ活用してみましょう。

1. 認定・特例認定NPO法人に寄付し、領収書をもらう

その年の1月1日～12月31日に寄付

*領収書が無いと、確定申告を行えません。団体によって発行時期は異なります。



2. 勤務先から「源泉徴収票」を入手

翌年1月頃

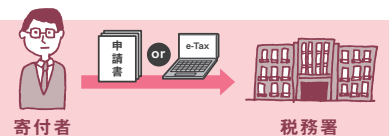
*給与所得者も確定申告が必要です。年末調整では寄付金控除は受けられません。



3. 確定申告書と計算明細書を作成し、税務署に提出

翌年2月中旬～3月中旬

*手書き／オンライン作成／電子申告(e-Tax)いずれかの方法で作成します。



4. 還付金の振込を確認する 4月頃～



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶▶ <https://www.nta.go.jp/>

インターネットを使った「オンライン作成」が
カンタンでおすすめだよ!

条件・注意点

領収書は無くさないようにね!



- 「年末調整」では適用されません。給与所得者(サラリーマン)であっても2月中旬～3月中旬の確定申告(還付申告)が必要です。
- 寄付者が、寄付金控除を受けるためには「寄付金受領証明書(領収書)」が必要です。送付時期は団体により異なります。無くさないでください。
- 「所得税」では必ず控除されますが、「個人住民税」では寄付者の住民票がある自治体によって扱いが異なります。詳しくは各自治体に確認してください。
- 寄付金受領日は団体への入金日です。クレジットカードやコンビニ決済による寄付では、決済日と団体への入金日の間に1～2か月のズレが生じます。ご注意ください。
- 相続財産の寄付の場合、相続税の非課税措置に加え、寄付金控除も適用可能。ダブルの減税効果です。
- 年間寄付金合計額とは、寄付金控除の対象法人にあてた寄付すべての合計額です。「控除下限額(2,000円)」は寄付先1団体ごとの下限ではありません。少額の寄付でも、ぜひ使ってみてください。

発行日: 2018年5月1日

発行者: 認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
TEL: 03-5439-4021 Eメール: npoweb@abelia.ocn.ne.jp
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン: 佐藤真喜子

Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

お問い合わせ先

法人の寄付金特別損金算入 法人税等

この法人への
寄付が対象

認定NPO法人
NPO法人 ※

特例認定NPO法人
一般社団・財団法人

公益社団・財団法人
学校法人

社会福祉法人
更生保護法人

※NPO法人や一般社団・財団法人への寄付も「一般枠」の範囲では損金算入できます。

企業の社会貢献を応援！

- ポイント**
- 法人税を軽減させる「寄付金損金算入枠」が、通常の約3～5倍に。
 - 一般枠と特別枠の合計額まで損金にできる。
 - 営利法人に限らず、NPOなど非営利法人も利用可能。

【寄付金損金算入のしくみ】

ある企業の例

資本金 1,000万円
所得金額 500万円

〈損金算入枠〉

一般 3.75万円
特別 17.5万円
合計 21.25万円



地域で頑張っている団体を会社としても応援するぞ！

最大約3割の

減税

減税額は条件によって異なるよ～！



損金算入

国・自治体

計21.25万円を寄付

損金算入 OK! 10万円



認定NPO法人 A

損金算入 OK! 5万円

社会福祉法人 B



損金算入 OK! 6.25万円

更生保護法人 C



特別枠で算入しきれない分は一般枠で算入できるよ！



【損金算入限度額の計算式・試算例】

	資本金等がある法人（会社・組合等） 例）資本金：1,000万 所得金額：500万	資本金等がない法人（NPO法人等） 例）所得金額：500万
一般枠	$\left(\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{4}$ $(1,000\text{万} \times 0.25\% + 500\text{万} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4} = 3.75\text{万}$	$\text{所得金額} \times 1.25\%$ $500\text{万} \times 1.25\% = 6.25\text{万}$
特別枠	$\left(\text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$ $(1,000\text{万} \times 0.375\% + 500\text{万} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2} = 17.5\text{万}$	$\text{所得金額} \times 6.25\%$ $500\text{万} \times 6.25\% = 31.25\text{万}$
合計	21.25万	37.5万



認定NPO法人等への寄付金は、一般枠と特別枠を合わせて年間でも合計21.25万円まで損金算入できるようになります！

一般枠＋特別枠をフル活用！

別表の記載も
難しいよ！

はじめての寄付金特別損金算入

1. 認定・特例認定NPO法人に寄付し、領収書をもらう

申告時に領収書等の添付は不要ですが、保管しておく必要があります。

※決算・申告期限までに届かない場合は団体に問い合わせましょう。



2. 法人税の確定申告で「別表十四(二)」に記載

「別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書」に記載が必要です。

認定・特例認定NPO法人への寄付金は、

《特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細》の欄で、

領収書から以下の項目を転記します。

- ・ 寄附した日
- ・ 寄附先(団体名称)
- ・ 所在地(団体住所)
- ・ 寄附金の使途
- ・ 寄附金額

その他、別表の必要事項を記入します。

この欄

3. 「適用額明細書」も忘れず記載

「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(租特透明化法)」に基づく「適用額明細書」にも記載が必要です。忘れないようにしてください。

4. 特別損金算入枠が適用され法人税が最大約3割軽減！



認定NPO法人は社会的信頼性も
透明性も高いから安心して寄付できるね！

条件・注意点

- 特別損金算入の利用には、法人税の確定申告で「寄附金の損金算入に関する明細書」別表十四(二)の記載と、領収書等の保管が必要です。
- 個人の確定申告は時期が決まっていますが、法人はそれぞれの事業年度(決算期)によって法人税の申告期限が異なります。領収書等は早めに送りましょう。
- 個人からの寄付と同様に、寄付金受領日は団体に入金された日です。
- 損金算入限度額の正確な数字は、決算後(所得金額確定後)でないとわかりません。

発行日：2018年5月1日

発行者：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
TEL：03-5439-4021 Eメール：npoweb@abelia.ocn.ne.jp
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン：佐藤真喜子

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

お問い合わせ先

相続財産寄付の非課税

相続税

この法人への
寄付が対象

認定NPO法人
NPO法人

特例認定NPO法人
一般社団・財団法人

公益社団・財団法人
学校法人

社会福祉法人
更生保護法人

遺産で社会へ恩返し！

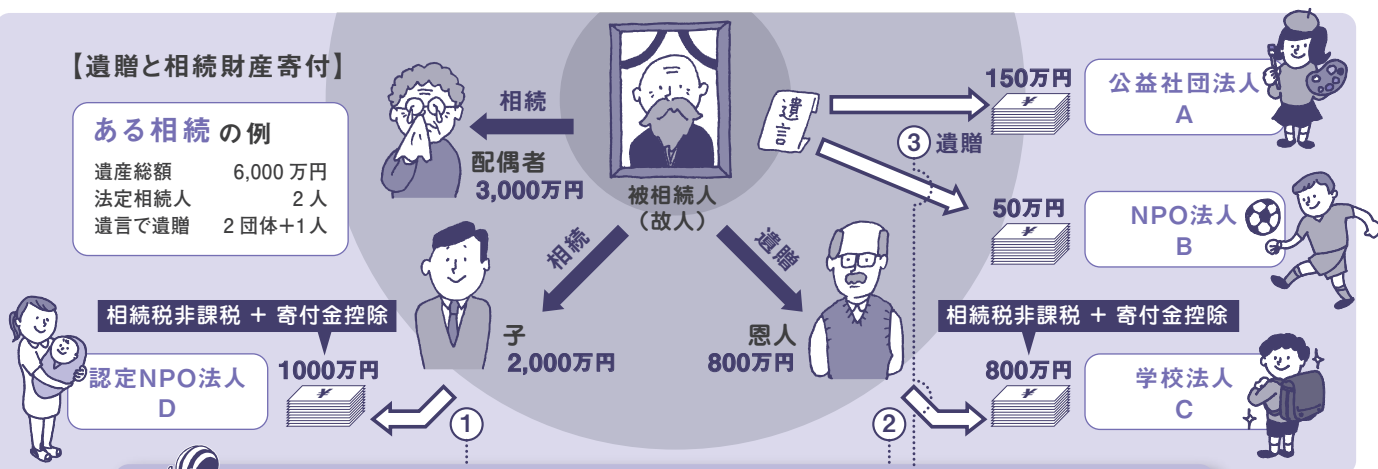
ポイント

- 相続した財産を寄付すると、その分は相続税非課税。
- 不動産や有価証券など金銭以外は「みなし譲渡所得課税」に注意。

【遺贈と相続財産寄付】

ある相続の例

遺産総額 6,000万円
法定相続人 2人
遺言で遺贈 2団体+1人



どの団体に、いくら寄付するかを「誰」の意思で決めたかがポイントです。

- 遺産を相続した相続人（ここでは配偶者と子）が自分の意思で寄付 ①「相続財産寄付」
- 遺産の遺贈を受けた個人（ここでは故人の恩人）が自分の意思で寄付 ②「相続財産寄付」
- 被相続人（故人）の意思（遺言等）に基づいて、直接、遺産を寄付 ③「遺贈」

	相続税	所得税・個人住民税
遺贈	認定NPO法人等に限らず、NPO法人や一般社団・財団法人（非営利型）等の非営利法人への遺贈であれば非課税 公益社団法人A：非課税 / NPO法人B：非課税 ※相続税を不当に減少させる結果になる場合は課税	寄付金控除対象団体への遺贈であれば、場合により、被相続人の準確定申告で寄付金控除を適用可能
相続財産寄付	認定NPO法人や公益法人等への寄付のみ非課税 学校法人C：非課税 / 認定NPO法人D：非課税	寄付金控除対象団体への寄付であれば、寄付金控除を利用可能 ※上限額には注意

【相続税の計算式・試算例】

課税対象の
相続財産金額

6,000万円 (遺産総額) - 1,800万円 (①②相続財産寄付分) - 200万円 (③遺贈分) = 4,000万円 A

基礎控除額

(3,000万円 + 600万円 × 2人 (法定相続人の数)) = 4,200万円 B

この事例では課税対象の相続財産金額が基礎控除額未満なので相続税負担は無し！

A < B

【参考】遺贈・相続財産寄付しなかった場合の相続税は約90万円。



はじめての相続財産寄付

1. 認定NPO法人へ寄付をして、早めに領収書をもらう

※相続財産からの寄付であることを寄付先団体へ伝えた方がスムーズです。



2. 相続税の申告・納税が必要かを確認

遺産総額や基礎控除額等を計算して、申告が必要かを確認します。

【相続税の申告が必要な場合】は3.へ

【相続税の申告が不要な場合】は5.へ

3. 申告時に「第14表」へ記載 相続開始から10か月以内

認定NPO法人への寄付は、

《特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細》の欄で、

以下の項目を記載し、領収書等を添付して申告します。

・寄附年月日 ・寄附した財産の明細 ・公益法人等の所在地・名称 ・寄附をした相続人等の氏名

4. 寄付した相続財産は非課税に!

第14表で記載したものは相続税の課税対象から外されます。

5. 所得税・住民税の寄付金控除も!

寄付した相続人の方は、所得税・住民税の寄付金控除も受けられますので、確定申告（還付申告）時に忘れないようにしてください

遺贈や相続財産寄付で
遺産が未来につながっていくね!

条件・注意点

- 遺贈や相続財産寄付の優遇税制を受けるためには、相続税申告時に「第14表」の記載が必要です。また、領収書等の添付が必要です。
- 認定NPO法人に「遺贈」したことにより、基礎控除額以下になった時は、申告も納税も不要です。認定NPO法人に「相続財産寄付」したことにより、基礎控除額以下になった場合（表面イラスト例）は、たとえ相続税の納税金額が0円となる場合でも、申告は必要となります。
- 相続財産寄付の場合、相続税の申告期限内（10か月以内）に寄付が完了していなければなりません。
- 寄付先が認定NPO法人等であれば、相続人は、相続税の非課税措置に加え、ご自身の所得税・個人住民税の「寄付金控除」も利用できます。
- 不動産（土地・建物）や有価証券等の寄付で、寄付時の価格が取得時に比べて値上がりしている場合、寄付者に所得税が課せられる可能性があります（みなし譲渡所得課税）。またこの場合でも「みなし譲渡所得非課税特例」や「マイホーム特例」等を受けられることもあります。
- 遺贈や相続財産寄付は、法律や税制が大変複雑です。弁護士や税理士、信託銀行などの専門家に相談しましょう。

※遺贈や相続財産寄付に関しては、法務・税務・ファンドレイジング等の各分野で用語や定義が統一されていません。ご注意ください。

発行日：2018年5月1日

発行者：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
TEL：03-5439-4021 Eメール：npoweb@abelia.ocn.ne.jp
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン：佐藤真喜子

Supported by 日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

お問い合わせ先